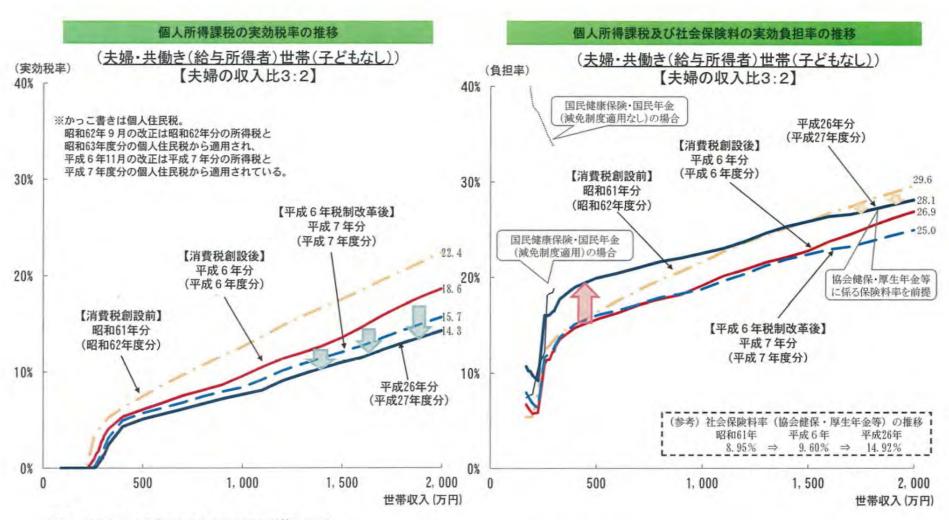
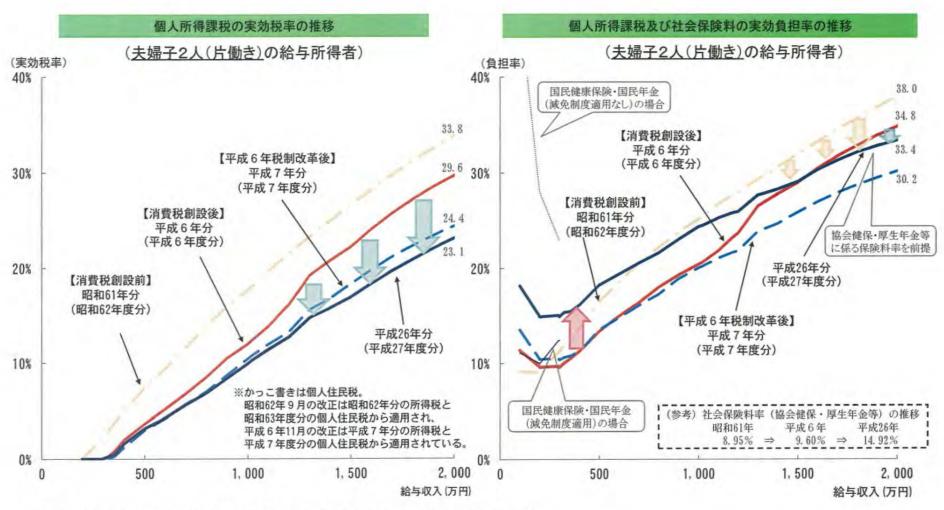


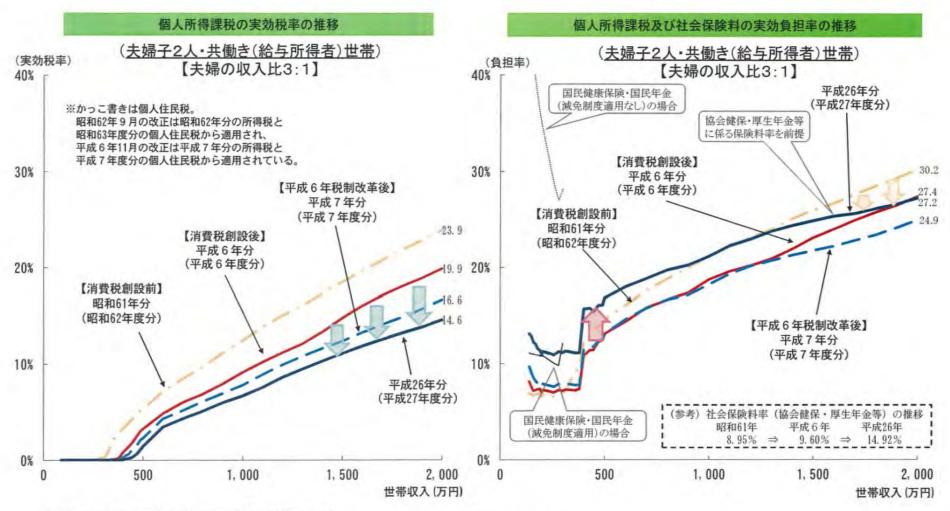
- (注) 1. 世帯収入は夫妻の収入比を3:1として計算している。
 - 2. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 - 3. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。



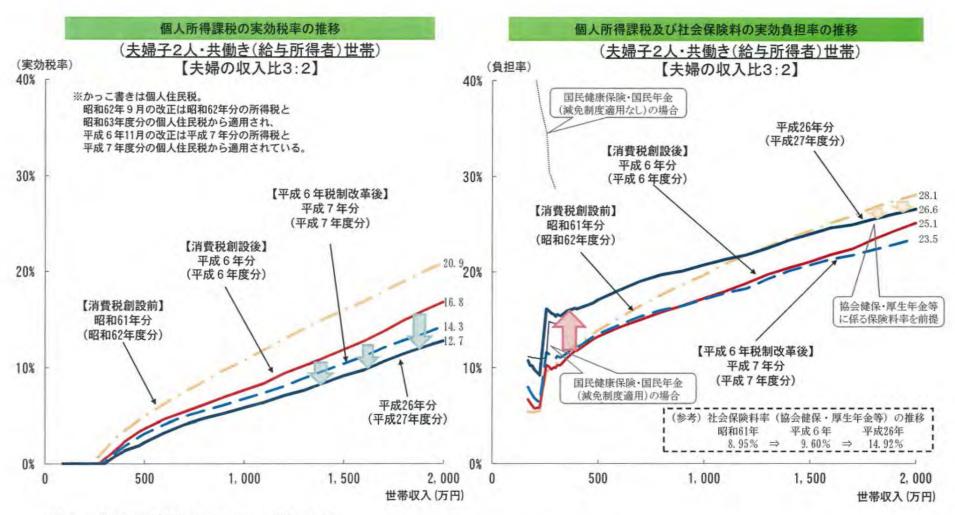
- (注) 1. 世帯収入は夫妻の収入比を3:2として計算している。
 - 2. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 - 3. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。



- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。
 - 2. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 - 3. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。



- (注) 1. 世帯収入は夫妻の収入比を3:1として計算している。
 - 2. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。
 - 3. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 - 4. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。



- (注) 1. 世帯収入は夫妻の収入比を3:2として計算している。
 - 2. 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとして計算している。
 - 3. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 - 4. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。

税制改革についての答申(抄)

平成6年6月 政府税制調査会

第三 個人所得課税の軽減

1. 基本的考え方

(3) すなわち、個人所得課税の負担の現状をみると、年収 600~700 万円程度までの所得者層の税負担水準は既に相当低くなっているが、他方、年収 700~800 万円程度以上の中堅所得者層、とりわけ 1,000 万円程度を超える所得者層については、収入が増加しても限界的な税負担が急上昇するために税引き後手取り収入があまり増えず、負担累増感が生じやすい状況をきたしている。

(中略)

(4) このような現行の個人所得課税については、<u>我が国における所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化している</u>こと を考えると、国際的にみて極めて強い累進課税とする必要があるのかといった問題がある。

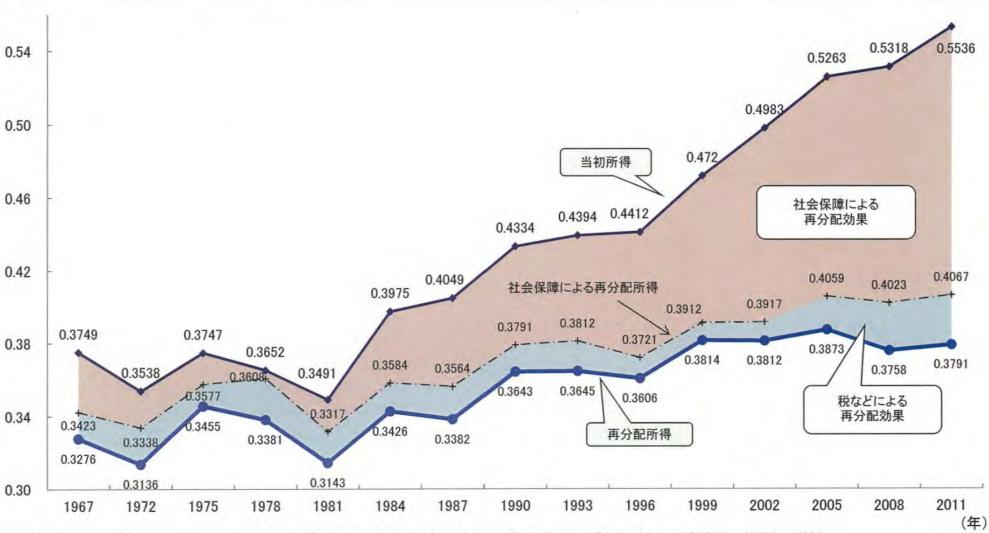
とりわけ、<u>収入が勤続年数等に応じて増加</u>することの多いサラリーマンについて、ある程度の期間の経過とともに次第に中 堅所得者層に属するようになってくる場合、そこでの累進が強すぎると、働き盛りで収入も多いが支出も嵩むという生活実感 もあって、税負担の累増感が高まるおそれがある。

(中略)

(5) 以上を勘案すれば、個人所得課税については、<u>中堅所得者層を中心とした所得階層において、できるだけ負担累増感が生じることのないよう、税率構造の累進緩和を図ることが適当</u>である。これにより、先般の抜本改革における個人所得課税の見直しと相まって、中期的にみて全体として負担累増感の生じにくい安定的な税負担構造を構築することが可能になり、本格的な高齢化を迎える我が国経済社会の活力を高めることにもつながるものと考える。また、このような見直しは、先般の抜本改革以後の物価上昇に対応する負担調整にも資するものと考えられる。

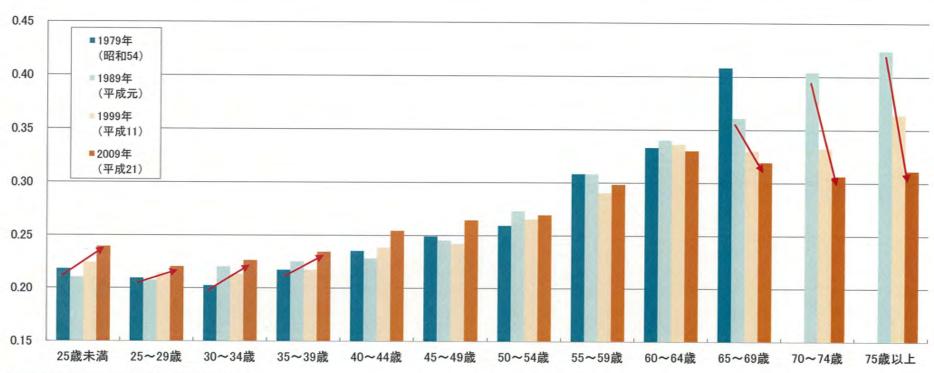
なお、このような税率構造の累進緩和を図る一方で、今後とも、個人所得課税の課税ベースの拡大等の観点から、後述の特別な人的控除を含めた各種の控除や特例措置のあり方についても、幅広い見直しを進めていく必要があると考える。

○ 2000年前後以降、当初所得のジニ係数は拡大傾向にある一方、再分配所得のジニ係数はおおむね横ばいとなっている。

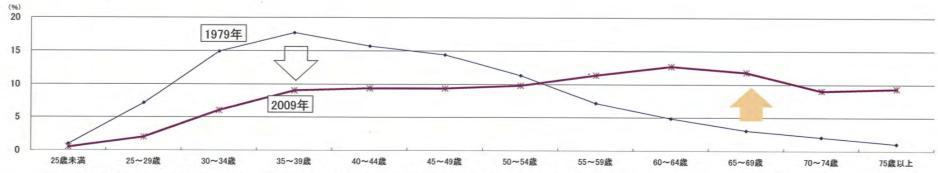


(備考)「当初所得」・・・雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額。 公的年金等社会保障給付金は含まれていない。

「社会保障による再分配所得」・・・2002年までの数値は当初所得に現物給付、社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたもの。(2005年以降の数値は当初所得に社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたもの。) 「再分配所得」・・・当初所得から税金・社会保険料を控除し、社会保障給付(現金・現物)を加えたもの。 (出所)厚生労働省「所得再分配調査」。 ○ 年齢階級別にジニ係数のトレンドを見ると、若い世代において微増している一方、高齢者層においては、水準は高いものの低下傾向にある。



(参考)世帯主の年齢階級別世帯分布



(備考)対象が「二人以上の一般世帯-全世帯」となっており、年間収入が少ないフリーターや高齢者の単身世帯が含まれていない。また、収入には、社会保障給付が含まれている。 1979年は、「65歳以上」を1つの階級として集計している。なお、世帯分布のグラフにおいては、逐次減少していくものと仮定している。 (出所)総務省「全国消費実態調査報告」

正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性であるが、15~59歳の男性でも増加。



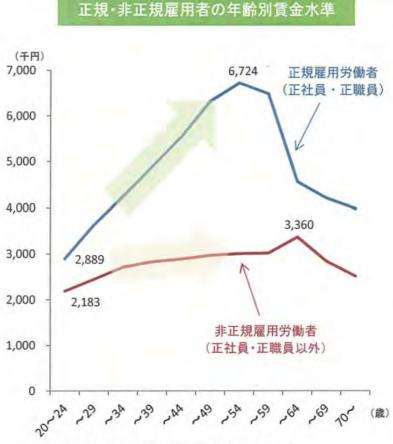
(注1)2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査詳細集計」は年平均値である。非正規雇用増加の要因分析は塩崎臨時議員提出資料「賃金・雇用情勢について」(平成27年4月16日経済財政諮問会議)より作成。

(注2)労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値である。

(注3)「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて 集計した数値を掲載している。

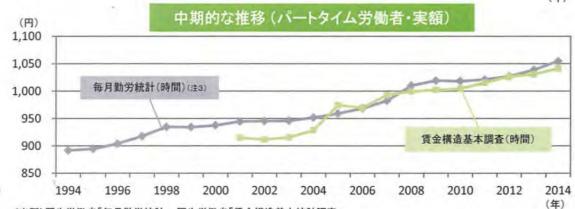
雇用形態別の年齢別賃金水準と名目賃金の推移

- O 正規雇用労働者は、長期雇用を前提とした「年功賃金」により、勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対し、非正規雇用労働者は、年齢など によらない賃金体系となっている。
- 名目賃金の推移を見ると、一般労働者は足下では上昇傾向にあるが、中期的にはやや下落傾向である一方、パートタイム労働は上昇傾向。



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査(全国)」(平成26年) (注)賃金は、男性の「所定内給与額」に12を乗じて「年間賞与その他特別給与額」 を加えたもの。





(出所)厚生労働省「毎月勤労統計」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注1)1ヶ月の現金給与総額(きまって支給する給与と特別に支払われた給与)の指数に原数値を掛けて12倍したものの推移。
- (注2)各年6月にきまって支給する現金給与額を12倍したものと年間賞与その他特別給与額の合計額の推移。
- (注3)1ヶ月の所定内給与総額を1ヶ月の所定内労働時間数で割ったものの推移。
- (注4)毎月勤労統計調査では、雇用形態別(一般労働者・パートタイム労働者)の季節調整系列の月次データが公表されていないため、前年同月比の推移を掲載。